

浜松市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように
道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月30日から2週間浜松市中央土木整備事務所
（東行政センター）において、一般の縦覧に供する。

令和8年3月30日

浜松市長 中 野 祐 介

路線名	区 間	供用開始 の期日	摘要
市道上石田13号線	浜松市中央区上石田町1058番2から 浜松市中央区上石田町1035番2から	令和8年3月30日	